

令和7年度5歳児精密健康診査の請求に関する留意事項について

広島県国民健康保険団体連合会
(審 査 管 理 課)

令和7年度から5歳児健康診査（集団）を実施する市町（江田島市及び海田町）があるため、医療機関へ5歳児精密健康診査の受診票を持参される場合があります。

5歳児精密健康診査をされる医療機関については、次の事項にご留意ください。

【請求について】

- 請求書の乳児精密健康診査欄（7534）に乳児精密健康診査と合算してご請求ください。

【関係帳票について】

- 増減返戻通知書は、区分コード（75）乳児精密健康診査で表記されます。

※ 請求書、関係帳票に新たに5歳児精密健康診査の区分は設けません。

※ 請求書及び総括表の表題の変更は行いません。

担当：管理係

電話：082-554-0775